

介議員の來られておりませんものにつ
きましては、便宜上文書表の朗読によ
つてその審査を進めて参りたいと存じ
ます。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

す。但し簡易裁判所の問題は最高裁判
所の権限に属しておりますので、なお
最高裁判所ともよく打合せいたしまし
て、予算の範囲その他の点を考慮いた
しまして考えたいと思ひます。

○日野委員代理 御質疑はありませ
んか——最高裁判所より発言を求めら
れておりますので、これを許したいと
存じますが、御異議ありませんか。

○日野委員代理 御異議なければ、
さよう決定いたします。磯崎説明員。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

上信貴男君東井三代次君竹村奈良二
君
本請願の要旨は、奈良県高田市は
昨二十三年に市制が実施された新興
都市で、奈良県下唯一の活発な商工
業都市である。従つて、同市にある
奈良地方裁判所葛城支部には、民事、
刑事、家事事件数も急激に増加しつ
つある。ついでには、奈良地方裁判所
葛城支部を甲号に昇格されたいとい
うのである。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

事を一名増員いたしましたして、現地の御
不便のないようにいたしております。
○日野委員代理 他に御質疑ありま
せんか——なければ次に進みます。

○日野委員代理 日野第二、第一七
戸籍事務費全額国庫負担の請願、文書
表第三五号、第八二一号、は同一趣旨
でありますから一括議題といたしま
す。紹介議員が見えられておりませ
んので、便宜上文書表の朗読によつて審査
を進めます。文書表の朗読を願いま
す。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

第であります。昭和二十五年におき
ましては、税制改革により戸籍事務に
要する経費は国庫負担金の形式でな
く、平衡交付金によつて調整せられる
ことになるかと思考せられますが、実
質的には請願の御趣旨を実現する方針
のもとに目下鋭意検討を加えておる次
第であります。何とぞ御了承願ひたい
と存じます。

○日野委員代理 次は日野第三、仙
台地方裁判所登米支部及び登米簡易裁
判所の管轄区域変更等の請願、文書表
第一三六号を議題といたします。紹介
議員は私でありますから、ここで御説
明を申し上げます。

本請願の要旨は、仙台地方裁判所登米
支部及び登米簡易裁判所の管轄区域
は、ところにより区域内に他の裁判所
の管轄に属するものがあり、地区警察
署の管轄区域とも管轄を異にしている
ため業務上支障をきたし、関係民は、
不便不利をこうむつておる。ついで
は、実情に即して、志津川簡易裁判所
管轄区域を登米支部管轄区域に、また、
石越村を登米簡易裁判所管轄区域に編
入し、さらに仙台地方裁判所登米支部
を甲号支部に昇格の上、気仙沼支部を
その管轄区域に編入されたいというの
である。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○日野委員代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

次に簡易裁判所の管轄区域の変更に関しましては、最初の申出でありますから、関係庁へ照会いたしまして、諸般の事項を調査中でありまして、右調査の完了を待つて適当に処置いたしたいと存じますから、さよう御承知願いたいと存じます。

○磯崎最高裁判所説明員 この支部の昇格につきましては、現地の裁判所へ照会いたしまして実情を調べておりますが、大いに現地の御要望のある点をいれまして、適当な機会に甲号支部に昇格を実現いたしたい、さように思っております。

○角田委員長代理 御質疑はありませんか。御質疑がなければ次に進みます。

○角田委員長代理 日程第四、福島市に仙台高等裁判所支部及び高等検察庁支部設置の請願、文書表第一三七号を議題といたします。紹介議員が見えられておりませんので、文書表の朗読をお願いいたします。

〔書記朗読〕
福島市に仙台高等裁判所支部及び高等検察庁支部設置の請願、大内一郎君外一名紹介
本請願の要旨は、福島市には地方裁判所、家庭簡易裁判所、地方検察庁等があるが、これ等裁判所で行われた裁判の結果による控訴、抗告、上告等は、すべて仙台高等裁判所に申立を断念しなければならぬ。おそれがあり、人権擁護上まことに遺憾で、また近時重大事件が頻発しているとき、同市に仙台高等裁判所支部及び高等検察庁支部を設置されたい。

というのである。
○角田委員長代理 政府の意見を求めます。

○牧野政府委員 ただいまの請願の御趣旨は政府といたしまして十分了承いたしました。が、裁判所支部の設置は最高裁判所の権限に属しておりますので、本請願については最高裁判所の意見によりまして決定いたしたいと存じます。

○磯崎最高裁判所説明員 高等裁判所支部を福島に設置してくれという御要望でございますが、現在福島管内の郡山につきましても高等裁判所設置の要望がありますので、その点も双方比較いたしました上で、慎重に検討しなければならぬ問題と思っております。支部に昇格いたしました場合には相当職員の増員を伴いますので、予算的な裏づけがないとなかなか容易に実現できないと思っておりますので、十分研究いたしたいと存じます。

○角田委員長代理 御質疑はありませんか。御質疑がなければ次に進みます。

○角田委員長代理 次に日程第五、広瀬町に簡易裁判所及び家庭裁判所設置の請願、文書表第一七七号を議題といたします。紹介議員が見えられておりませんので、便宜文書表の朗読をお願いいたします。

〔書記朗読〕
広瀬町に簡易裁判所並びに家庭裁判所設置の請願紹介議員大橋武夫君
本請願の要旨は、島根県能登郡は県の東端に位置し、管轄裁判所のある松江市へは遠くて不便なはだしいため、同郡の中央部にあり、諸官庁の所在地である広瀬町に簡易裁判所並びに家庭裁判所を設置されたいというのである。

○角田委員長代理 次に政府の意見を求めます。

○牧野政府委員 ただいまの請願の御趣旨は十分了解いたしました。政府といたしましては本件は最初の請願でありますので、さつそく関係庁へ照会いたしまして、諸般の状況を調査中でありまして、右調査の完了を待つて適当に設置いたしたいと存じますから、さよう御了承願いたいと思っております。

○角田委員長代理 御質疑はありませんか。

○角田委員長代理 御質疑がなければ、次に日程第七、大年寺山に東北少年院設置反対の請願、文書表第二四一号を議題といたします。紹介議員が見えられておりませんので、便宜文書表の朗読をお願いいたします。

〔書記朗読〕
大年寺山に東北少年院設置反対の請願(第二四一号)請願者仙台市議会議長佐伯清雄紹介議員庄司一郎君
本請願の要旨は、東北少年院の建設地を仙台市所在の史蹟大年寺山に内定した由であるが、同地区が風致地区であり、特殊機関の独占にまかせられないこと、治山治水上からみて不安があること、偏性少年の教化に不適地であること等の理由で、同少年院設置予定地を他に変更されたいというのである。

○角田委員長代理 政府の意見を求めます。

○牧野政府委員 東北管内には少年院施設が不十分なため、東北少年院を仙台市に設置することに方針を定め、その適地を物色にあたつて、地勢及び環境その他から判断して、少年の教化にふさわしい、かつまとめて買収し得る土地として、大年寺山を最適地として選定したのであります。当初市当局との間に意見の相違があつたので、数回にわたつて交渉の結果、昨年十二月十八日、当府と仙台市との会合で、従来の面積を一部縮小して設置することに完全な了解を得て、円満に解決したのでございます。

○角田委員長代理 御質疑はありませんか。

○角田委員長代理 御質疑がなければ、次に日程第八、中津簡易裁判所に岐阜地方裁判所支部及び家庭裁判所支部併置の請願、文書表第三〇二号を議題とし、紹介議員より説明をお願いいたします。

○武蔵(嘉)委員 ただいま議題になりました中津簡易裁判所に岐阜地方裁判所支部及び家庭裁判所支部併置の請願でございます。この岐阜県中津附近は、人口では県下非常に多い所であり、面積も非常に大きいのでございまして、御承知のごとく交通機関は中央線一本しかないところであります。しかも民事、刑事とも事件は相当多いにかかわらず、中津というところと、もろ一個所多治見というところと、これよりほか間には裁判所らしいものはないのであります。これは汽車で約二時間半くらいかかるところであります。交通の非常に不便なところであるのであります。従来中津は相当大きな町でもありますのに、裁判所は少しも設けられておらなかったものであります。

が、ぜひこの際は、中津にも地方裁判所支部及び家庭裁判所の支部を設置せられたいことを、郡の町長連署でもつてお願いに参つてゐるのであります。政府におかれましては、しかるべく設置方に御協力のお力を願ひたいと思ひます。

○角田委員長代理 政府の意見を求めます。

○牧野政府委員 ただいまの請願の御趣旨は十分了解いたしました。政府といたしましては、御不便の事情は了承いたしておりますが、いろいろ予算の都合、その他環境の問題等も考慮しなければならぬ点がございまして、なお裁判所支部の設置は最高裁判所の権限に属しておりますので、本請願の趣旨を最高裁判所に伝達いたしまして、何分の考慮を願ふことといたしたいと思ひます。さよう御了承願ひます。

○磯崎最高裁判所説明員 中津に支部を設置いたします点につきましては、現地の岐阜地方裁判所においてもその必要性を認めておりますので、適当な機会に予算的措置を講じまして、御要望に沿いたいと思ひます。

○角田委員長代理 御質疑はありませんか。

○角田委員長代理 御質疑がなければ、次に日程第一〇及び第一一、戸籍事務費全額国庫負担並びに住民登録法制定の請願、文書表第三七一号、三七二号を一括議題といたします。紹介議員より説明を求めます。田中義平君。

○田中(義)委員 この請願の要旨は、先ほどとダブるのであります。ほかの分がございまして、いま一度一括して繰返します。

この請願の要旨は、戸籍事務は国の委任事務であるにもかかわらず、この経

費を市町村で負担することになっておりますが、これは不合理であるばかりではなく、事務の遂行上にも種々支障を生ずるおそれがありますので、法的に負担関係を明確にするために、地方財政法の第十一條に、戸籍事務に要する経費の項目を加えて、国費をもつて支給せられるよう、予算措置を講ぜられたというのが第一であります。

その次に、現行密留法では、制度自体の不備もありますが、屈出が勵行されていなかったために、その本来の使命が達せられていないのであります。これにかわるものとして、人口の居住状況、醜態諸制度の改訂等をはかる上に便利な住民登録制を実施されたいといふのが、第二番目の要旨であります。

○角田委員長代理　政府の意見を求めます。

○牧野政府委員　戸籍事務費全額国庫負担に関する請願に対する政府の意見は、先ほど申し上げた通りでございます。これによつて御了承願いたいと存じます。

それから住民登録法の制定の問題であります。これは実は前国会に政府といたしましてもぜひやりたいという意向で、その法案ができて、閣議にかけたのでありますが、予算がこれに伴わないということで、大蔵大臣の方で反対せられて、遂に国会まで提出の運びに至らなかつたのであります。政府といたしましてはぜひこれを、やりたい希望を持つておりますので、何とぞ国会の方でも御協力願いたいと思ひます。

○角田委員長代理 御質疑はありませ
んか。

○角田委員長代理 御質疑がなければ、次に日程第二、福岡地方裁判所田川支部昇格の請願、文書表第三九〇号を議題といたします。紹介議員が見えておりませんので、便宜文書表の朗読を願います。

〔書記朗読〕
福岡地方裁判所田川支部昇格の請願
（第三九〇号）請願者田川市長久野保
外十四名紹介議員長尾達生君衛藤謙
君江田斗米君青君淵上房太郎君平井
一君

本請願の要旨は、田川市には現在福岡地方裁判所田川支部(乙号)があるが、全國稀有の炭都である同市をはじめ、郡内には中小炭山ばかり興するに従つて、犯罪關係も激増している。支部取扱の犯罪件数と、事務の繁澁とは甲号支部と同じ実績を持ち、また、乙号支部のために地理的にも多大の不便と時間を空費している。その管轄區域が広大で特異性があるから、同支部を乙号より甲号支部に昇格するよう取計れたいというのである。

○角田委員長代理 政府の意見を求め
ます。

○牧野政府委員　ただいまの諸願の御趣旨は、十分了解いたしました。政府といたしまして、御不便の事情は十分了承いたしておりますが、裁判所支部に関する事項は最高裁判所の権限に属しておりますので、本請願の御趣旨は最高裁判所に伝達いたしまして、何分の御了承を願うことになしたいたいと

存じますから、さよう御了承を願います。

○角田委員長代理 他に御質疑はあり
ませんか——なければ次に移ります。

○角田委員長代理　次に日程第一三、小山町に簡易裁判所並びに檢察庁設置促進の請願、文書表第五九二号を議題といたします。紹介議員が見えておりませんので、便宜文書表の朗読を願います。

〔書記朗讀〕

本請願の要旨は、栃木県小山町を中心とする下都賀郡東部三町九箇村は、人口二十一万一千余を有するが、昭和二十三年中における犯罪發生狀況は、司法、経済事犯數三千百六十八件に生つた。これら事件の処理のためには簡易裁判所並びに檢察庁と緊密な連絡を要するが、それらはこの拡大な地域を包含する下都賀郡には栃木市にあるばかりで、郡下の住民は時間的、経済的に多大の損失をこうむつてゐる。ついては、小山町に簡易裁判所並びに檢察庁を設置したいといふのである。

○角田委員長代理 政府の意見を求め
ます。

○牧野政府委員　政府といたしましては、請願の趣旨は十分に解いたされませんが、先般現地からの報告がありまして、予定管轄区域内の一部に反対の意見があるやに承知いたしておりますので、なお最高裁判所とも協議いたしまして、十分研究いたしたいと存じますから、さよう御了承をお願いいたします。

○角田委員長代理　御質疑はありませうか――なければ次に移ります。

○角田委員長代理 御質疑はあります
んか——なければ次に移ります。

鳥取地方事務局米子支局焼失に伴う戸籍再調製費全額国庫負担の請願、文書表第六九九号を議槐といたします。紹介議員が見えておりませんので、便宜上、文書表の朗読を願います。

〔書記朗読〕

本請願の要旨は、昭和二十四年九月十三日鳥取地方事務局米子支局が保管していた、西伯郡、日野郡、米子市の戸籍除籍副本が焼失したため、この再調製を同市町村へ通達されようとしているが、戸籍事務は国家の要務であり、したがってその経費も当然国庫において、負担さるべきものであるにもかかわらず、過大なる経費を要するこれらの経費を市町村の負担とすることは、極度に窮乏せる市町村の財政の堪え得られないところである。ついては、右副本の再調製費を全額国庫負担とせられたいというのである。

○角田委員長代理 政府の意見を求め
ます。

○牧野政務委員 御諮願にかゝる戸籍
副本の再製に要する経費は、現制度の
もとにおきましてはやはり地方団体
がこれを負担すべきものと考えらる
のであります。戸籍事務の国の行政
事務である以上、まづ地方自治の

にかかると分については、別に立案されている地方財政平衡交付金からまかなつていただきたいと存じておりますので、何とぞさよう御了承をお願いいたします。

○角田委員長代理 他に御質疑はあり
ませんか——なければ次に移ります。

○角田委員長代理　日程第一五、解散
団体名義の個人所有財産接収解除に關
する請願、文書表第七二一號を議題と
いたします。紹介議員より説明を願ひ
ます。田中堯平君。

○田中(嘉)委員 この請願の要旨は、昭和二十四年九月八日、団体等規正令によつて解散を指定された在日本朝鮮人連盟、在日本朝鮮民主青年同盟の財産として、自家用乗用自動車三台が接収されたのでありますが、右は便宜上同団体の所有物となつていますけれども、事實は請願者外二名の所有物であります。去る九月に証憑書類を添付して、東京郵印事を經由して法務総裁あて、

てに接收財産解除申請書を提出してあるのではありませんが、まだ解除になつておりません。ついてはすみやかにこの財産を解除して返還されたいというのであります。

○角田委員長代理　政府の意見を求めます。

○牧野政府委員 請願にかかる接收自動車については、解除申請の申達を受けており、目下その財産の権利関係について調査中でありますから、さやう御承知を願いたいと存じます。

○角田委員長代理 他に御質疑はあり
ませんか——なければ次に移ります。

○角田委員長代理 次は日程第六、不良出版物等の取締強化に関する請願、

文書表第二二七号を議題といたし
ます。紹介議員が見えておりません
で、便宜文書表の朗読を願います。

〔書記朗読〕

本請願の要旨は、近時世上に不良出
版物が増え、青少年、若年、
とくに児童に及ぼす悪影響は、母と
してきこに座するに忍びないとい
ころであり、又幼児を対象とした俗
悪卑しい紙芝居や抽せん等を以
て射こう心を植えつける不健全な遊
戯等がはびこり、それがいかに童心
を害し不良化を助長しつつあるかを
考えるとまことに憂慮に堪えない。
ついで、すみやかにこれら不良
出版物、不良紙芝居等の取締を励行
し、童心を保護導する措置を講ぜ
られたい。

○角田委員長代理 政府の意見を求め
ます。

○牧野政府委員 青少年、特に児童に
対して悪影響を及ぼすような不良出版
物及び幼児を対象とした俗悪卑しい紙
芝居並びに抽籤等の一掃については社
会教育の徹底、健全娯楽の充実等と相
まつて初めて完璧を期し得ることとは
ちろんであるが、出版法が廃止された
現在においても、猥褻にわたる出版物
または紙芝居等については、刑法第百
七十五條を適用して取締り得るのであ
り、また抽籤等であつても單なる一時
の娯楽の域を越えて射幸心をそそるよ
うなものについては、刑法賭博罪の規
定を適用して取締り得るのであるか
ら、いやくもこれらの賭博規定に觸
れる疑いのある行為については随時取
締りを励行し、このような違法行為の
防遏に遺憾なきを期している次第であ
ります。

○角田委員長代理 御質疑はありませ
んか。なければ次に移ります。

○角田委員長代理 日程第一六、小豆
郡に高松地方裁判所支部等設置の請
願、文書表第八〇八号を議題といたし
ます。紹介議員が見えておりません
で、便宜文書表の朗読を願います。

〔書記朗読〕

本請願の要旨は、さきに香川県小豆
郡には土庄簡易裁判所の設置を見た
が、その権限はきわめて狭いため、
権限以外の多くの事件については管
轄裁判所の所在地である高松市に、
船で出向かねばならず、関係住民の
不利不便は大である。ついで、同
郡に高松地方裁判所乙号支部、高松
家庭裁判所乙号支部並びに高松地方
検察庁支部を設置されたい。

○角田委員長代理 政府の意見を求め
ます。

○牧野政府委員 ただいまの請願に対
しまして、政府といたしましては御不
便の事情はよく承知いたしております
が、これは最高裁判所の権限に属して
おりますので、本請願の御趣旨は最高
裁判所へ伝達いたしまして、何分の考
慮を願うことにいたしたいと存じま
す。

○磯崎最高裁判所説明員 小豆郡に高
松地方裁判所支部等を設置してもらい
たいという請願、管轄区域内から移転
される件数はさほど多くないと思われ
るのでありますが、高松まで海上一時
間半を要しますので、特に天候の荒れ
ているような際には御不便も多いと思
います。よく事情を調査いたしまし
て、御趣旨に沿うように努力いたした
いと思っております。

○角田委員長代理 御質疑はありませ
んか。御質疑がなければ次に移りま
す。

○角田委員長代理 日程第一九、尼崎
市に神戸地方裁判所支部並びに検察庁
支部設置の請願、文書表第一〇三二号
を議題といたします。紹介議員が見え
ておりませんので、便宜文書表の朗
読を願います。

〔書記朗読〕

尼崎市に神戸地方裁判所支部並びに
検察庁支部設置の請願請願者尼崎市
長六島誠之助紹介議員吉田吉太郎君
尼崎市は大阪市に接した工業都市
で、住民の往来がひん繁をきわめ、
従つて各種の犯罪数も次第に上昇し
ていく。しかし、これら被告人の公
判、市民の民事事件、家事審判等の
大多数は、交通不便な伊丹支部に出
頭しなければならぬ。そのため、
時間的にも経済的にも多大の不便で
あり、犯人逃走の機会も多く、治安
上にも大きな支障をきたしている。
ついで、すみやかに尼崎市に神戸
地方裁判所支部及び検察庁支部を設
置されたい。

○角田委員長代理 政府の意見を求め
ます。

○牧野政府委員 ただいまの請願の御
趣旨は十分了解いたしました。政府と
いたしましては、御不便の事情は了解
いたしておりますが、裁判所支部の設
置は最高裁判所の権限に属しておりま
すので、本請願の御趣旨は最高裁判所
へ伝達いたしまして、何分の考慮を願
うことにいたしたいと思ひますから、
さよう御了承願います。

○角田委員長代理 御質疑はありませ
んか。御質疑がなければ次に移りま
す。

○角田委員長代理 日程第二〇、北見
市に地方裁判所設置促進等に関する請
願、文書表第一〇三六号を議題といた
します。紹介議員が見えておりません
から、便宜文書表の朗読を願います。

〔書記朗読〕

北見市に地方裁判所設置促進等に関
する請願請願者北見市長伊谷半次郎
外一名紹介議員松田鐵藏君
北見市は北海道網走支庁管内におけ
る政治、経済、産業、交通、文化等
の中心であり、地方民は同市に來る
ことによつて、きわめて短時間に、
能率的にすべての用務を処理するこ
とができる。しかるに、ひとり司
法事務のみにおいては、北紋別郡
七箇町村は、旭川地方裁判所に、東
紋別、常呂、網走、斜里の各郡、北
見網走の二市二十一箇町村は、釧路
地方裁判所にと管轄が二分されて、
地方開発の障害になつてゐる。つ
いては、第五回国会に採択された
こと、同市に地方裁判所を設置す
ることを促進され、なおその前提
として、釧路地方裁判所北見支部並
びに検察庁を甲号支部に昇格された
い。

○角田委員長代理 政府の意見を求め
ます。

○牧野政府委員 ただいまの請願の御
趣旨は十分了解いたしました。北海道
はあの大な地域に札幌、函館、旭川
及び釧路の四地方裁判所があるのみで
ありまして、特に北見市近くの釧路地
方裁判所の管轄区域は広大であります

ので、御不便の事情はよく承じてお
るのであります。去る第六国会におき
ましても、同地方裁判所管内の網走市
に地方裁判所を設置せよとの請願が当
院で御採択になつておるのであります
で、さらに相当以前から同管内の帯広
市に地方裁判所の設置の陳情もあり、
三箇所が競願の形にありますので、最
高裁判所とも協議いたしまして、な
お十分研究いたしたいと存じますから、
さよう御了承をお願いいたします。

○角田委員長代理 御質疑はありませ
んか。御質疑がなければ次に移りま
す。

○角田委員長代理 日程第二一、紋別
町に旭川地方裁判所支部設置の請願、
文書表第一〇三七号を議題といたしま
す。紹介議員が見えておりませんの
で、便宜文書表の朗読を願います。

〔書記朗読〕

紋別町に旭川地方裁判所支部設置の
請願請願者北海道紋別町長大西真平
外五名紹介議員松田鐵藏君
紋別町の簡易裁判所設置後、その事
件発生数及び取扱件数は、先進地を
凌駕している状況であり、今後とも
ますます増加する傾向にあることは
明白である。ついで、現旭川地方
裁判所寄支部所管区域を分割し、
紋別郡一円に、常呂郡、枝幸郡の一
部を所管区域とする、旭川地方裁判
所紋別支部を、紋別郡の中央である
紋別町に設置されたい。

○角田委員長代理 政府の意見を求め
ます。

○牧野政府委員 ただいまの請願の御
趣旨は十分了解いたしました。この問

題はやはり最高裁判所の権限に属して
おりますので、最高裁判所へ請願の御
趣旨を伝達いたしまして、十分考慮を
願うことにいたしたいと思ひますか
ら、さよう御了承を願ひたいと存じま
す。

○角田委員長代理 御質疑はありませ
んか——なければ次に移ります。

○角田委員長代理 日程第二、商法
改正案に関する請願、文書表第一二〇
二号を議題といたします。紹介議員が
見えておられませんかので、便宜文書表
の朗読を願ひます。

〔書記朗読〕

商法改正案に関する請願諸議員東京
都文京区小石川町一丁目二番地日本
発送電株式会社井上安治外一名紹介
議員石野久男君

商法改正案のうち、株式関係につい
て、その改正要旨は、形式的な、株
主を保護し、地位を強化する点が多
分にあり、したがって、会社におい
たら責任の加重と制約を加える
ものである。ついで、一方に偏し
ない、現社会、経済状況に適合し得
るようになされ、株式会社規模の大
小を分ち、あるいは企業内部の規制
や、外的監督の強化等に法技術的に
検討を加えられたい。

○角田委員長代理 政府の意見を求め
ます。

○牧野政府委員 ただいまの請願の御
趣旨は十分了解いたしました。政府は
昨年八月商法の一部を改正する法律案
要綱を公表いたしましたとともに、これ
を法制審議会に諮問いたしました。が、
法制審議会におきましては、要綱公表
以来各方面より寄せられました多数の

御意見を十分参酌の上、慎重審議せら
れ、昨年末修正要綱を答申せられまし
た。御指摘の諸点もその審議の過程に
おいて十分検討せられ、そのうちある
ものはすでに修正要綱中に包含せられ
ております。政府といたしましては、
右修正要綱に基き法案を立案いたし
た次第であります。立案にあたり、
まして、請願の御趣旨は十分尊重し
たしております。さよう御了承を願ひ
ます。

程度までの了解を求めるといふか、手
続を全然省いておりました関係上、も
う少ししるしに持つて行こうとすれ
ば、もつと適当な場所があるわけであ
ります。また地元としても反対しな
くても済む場所があるにも拘らず、その
手続を全然欠いておつたところにこの
問題があるのであります。單にこの
いうものが来ておつては困るという
ような感情問題において反対している
のではない。実質的に土地選定決定の
手続において非常に独断的なところが
あつたというところに主要な反対の原
因があるのであります。今後適当な機
会におきまして、位置を変更するなり
何かの余地がまだ残されておると思ひ
まして、特に請願をいたします。

○角田委員長代理 御質疑はありませ
んか——なければ次に移ります。

○角田委員長代理 日程第二八、田上
町唐湊に決定の少年補護所設置位置
更に関する請願、文書表第一八八五号
を議題といたします。紹介議員の説明
を願ひます。

○末次徳三君 簡単に御説明申し上げ
ます。これは普通であります位置選
更に関する請願とは多少内容が違つて
おりますことだけを明かにいたしたい
と思ひます。

少年補護所の設置につきましては、
どこもあまり歓迎しないのでありまし
て、往々にして反対があることは皆様
よく御承知の通りであります。鹿兒島
市におきましても、すでに数箇所にお
いて反対があります関係上、その場所
の決定を見なかつたのであります。が、
たまたまここに書いてあります唐湊と
いう場所において、一町八反歩ばかり
の所有者が市の委員長でありました関
係上、直接取引をいたしまして、地元
の者が知らないうちに所有者たる者が
契約をいたしまして、そのまま当局に
おいては工事を進めようとした問題で
あります。少くとも地元に対してある

が、その後反対運動が起り、市もそれ
に同調の趣であつたので、市会議員の
あつせんにより、市長にも了解の上、
現在の唐湊町の土地に変更し、ここに
建設工事を進めたものであります。し
かるにその後この地元民から一、将来
鹿兒島市の中心地となること、二、土
地選定について地元の了解がないこと
等の理由で反対陳情があつたが、当方
としてはすでに長期にわたり候補地の
選定に努め、ようやくこの地に決定し
たもので、また他に適当な土地の発見
が困難であり、工事予算の関係もあつ
て、もはや変更いたしたため、福
岡矯正保護管区本部に対して現地に

張して設置、趣旨、少年補護所の性質
等を説明して理解を得るよう指示して
いるのであります。これに基き三月二
十四日鹿兒島市議会市会議員からかつ
て一部の地元民の反対はあつたが、す
でに市当局との間に完全な了解を達
げ、現在何ら懸念すべきものはないと
思料せられるとともに、鹿兒島市議会
は何ら反対の意向はない旨の電報に接
しております。しかし念のために、な
お福岡矯正保護管区及び鹿兒島少年補
護所を通じて、直接地元民各位に対す
る了解を進めておるのであります。さ
よう御了承願ひたいと思ひます。

○角田委員長代理 御質疑はありませ
んか。

○角田委員長代理 御質疑はなけれ
ば、日程第二三、日本共産党解散に
する請願、文書表第一三六六号を議
題にいたします。紹介議員が見えてお
りませんので、便宜文書表の朗読を願
ひます。

〔書記朗読〕
日本共産党解散に関する請願(第一
三六六号)紹介議員大和田義榮君
本請願の要旨は、日本共産党の議員
は、ボツダム宣言受諾に基き憲法を
無視し、暴力をもつて政権を奪うた
め、国際コミンテルンの手先となつ
て、治安をかく乱するから、すみや
かに、政治結社としての日本共産党
の解散を命ぜられたいというのであ
る。

○角田委員長代理 政府の意見を求め
ます。牧野法務政務次官。

○牧野政府委員 法務府におきまして
は、現在日本共産党は団体等規正令に
よつて解散すべき不法な団体であると

は認定しております。しかし法務府
特別審査局は同令の運用として、あら
ゆる政党その他の団体の動向を慎重観
察してあるのであります。いよいよ
も同令に抵触する非合法な団体はいか
なる団体といえども嚴重に取締る方針
であります。

○猪俣委員 いまの紹介議員の名前を
お知らせ願ひたい。

○角田委員長代理 紹介議員は大和田
義榮君であります。

○猪俣委員 委員長から一つ大和田君
に反省を促していただきたと思ひま
す。かような一つの政党の解散を請願
し、それを自分が提出者として出すと
いう重大案件に対して、こゝへ来て説
明も何もなしではつたらしく思ひま
す。さういふことは請願権の濫用だと思
ひます。さういふ態度は反省を求めて
いただきたというところを、私は委員
長にお願ひしておきます。

○角田委員長代理 では委員長より御
趣旨に沿つて善処いたします。他に御
質疑はありますか。

○角田委員長代理 御質疑がなけれ
ば、日程第二四、戦災地における既得
借地、借家権の保護等に関する請願、
文書表第一四〇七号を議題といたしま
す。紹介議員が見えておられませんか
ので、便宜文書表の朗読を願ひます。

掃されたい。なお、民法第六百十二條は、質貸人の利益にのみ偏したものであるから、質借人の権利を保障するよう、同條を改正されたいといふのである。

○角田委員長代理 政府の意見を求めます。牧野法務政務次官。

○牧野政府委員 請願の要旨の第一は、戦時中の疎開者の疎開前の住所における借地権及び借家権を再確認して、土地、建物の質貸借関係の紛争を一掃するようというところであり、第二は、転賃借に関する民法第六百十二條の規定は、質貸人の利益を偏重しているものであるから、質借人の権利を保障するよう同條を改正するようというところにあると存ぜられます。

○第一の点につきましては、疎開跡地の借地借家関係につき、御承知の通り罹災都市借地借家臨時処理法がある程度その紛争解決の道を用意いたしておるのであります。なお個々の問題解決につきましては、問題も多岐にわたります。また重大な権利義務に関することでもございまして、現在すでに行われております裁判制度及び調停制度を當事者に利用していただくのが最良の道と存ぜられます。今たまたに立法または行政措置により一律に問題を解決することは、いかがかと存ぜられます。

○第二の点につきましては、民法第六百十二條は、單に借地借家の関係ばかりでなく、一般の質貸借に関する規定であります。特に土地、建物の転賃借につきましては、近き借地借家関係法令を総合的に再検討する際に、御請願の御趣旨を十分考慮いたしたいと存じております。右により御了承をお願いいたします。

いいいたします。

○角田委員長代理 御質疑はありませぬか。御質疑がなければ、次に進みます。

○角田委員長代理 日程第二五、少年の保護観察制度強化に関する請願、文書表第一四九号を議題といたします。紹介議員が見えておられませんか。で、便宜文書表の朗読をお願いします。

〔書記朗読〕
少年の保護観察制度強化に関する請願、長野県議員紹介
本請願の要旨は、少年の犯罪は、混乱した社会情勢の中であつてますます増加しつつあるが、この防止、善導及び保護に対する施策は、あまりにも傍観的であり、輕視されている。委員少年保護司の如きは、保護、善導にあつては努力を怠っている。無報酬のままで奉仕させている実情である。これでは活発な保護活動をするのができない。ついで、その経費を国庫負担とし、少年保護観察制度の拡充強化を計られたいと請願する。

○角田委員長代理 政府の意見を求めます。牧野法務政務次官。

○牧野政府委員 少年保護観察所及び成人保護観察所がつかさどる犯罪者の保護観察制度の実施に關し、民間の司法保護委員の方々が多大の犠牲を払い幾多の困難を排除して犯罪者の改善及び更生のため熱心な活動をしておられることは、まことに感謝にたえないところであります。政府は、昭和二十五年予算において、司法保護委員に對する謝金二千六百七十三万四千円を

第一類第四号 法務委員会議録第三十五号 昭和二十五年四月二十七日

ほか、司法保護委員が保護対象者の指導監督のために要する交通費、通信費、その他の実費を弁償するための補助費四千四百九万四千円及び応急救護並びに補導援護に要する援護委託費千四百一十一万二千円を計上しております。

以上の予算的措置により、従来司法保護委員の方々が、その大部分をみずから犠牲によつて負担していた諸経費を、昭和二十五年からは出来る限り国の責任において支弁し、その活動を改善及び更生に万端漏れなきを期したいと思つております。

○角田委員長代理 御質疑はありませぬか。御質疑がなければ、次に進みます。

○角田委員長代理 日程第二六、角田町に簡易裁判所設置の請願、文書表第一七〇九号を議題といたします。紹介議員が見えておられませんか。で、便宜文書表の朗読をお願いします。

〔書記朗読〕
角田町に簡易裁判所設置の請願、庄司一郎君紹介
本請願の要旨は、簡易裁判所は、宮城県では東北地方に七箇所設置されたにもかかわらず、県南地方では柴田郡大河原町に一箇所設置されたのみである。伊具郡は交通不便で、関係町村民が裁判所関係用件で大河原町まで行くためには、早朝から夕刻まで終日を要し、用件によつては数日を要するため、伊具郡町村民は少なからず迷惑を蒙っている。ついで、伊具郡の中心地である角田町に、簡易裁判所を設置されたいといふのである。

○角田委員長代理 政府の意見を求めます。牧野法務政務次官。

ます。牧野法務政務次官。

○牧野政府委員 ただいまの請願の御趣旨は十分諒解いたしました。政府といたしましては、本件は最初の請願でありましたので、さつそく関係庁へ照会いたしましたして、諸般の状況を調査中でありまますから、さうに御了承をお願いいたします。

○角田委員長代理 御質疑はありませぬか。御質疑がなければ、次に進みます。

○角田委員長代理 日程第二七、岡山地方法務局津山支局庁舎建設工事促進の請願、文書表第一八六三号を議題といたします。紹介議員が見えておられませんか。で、便宜文書表の朗読をお願いします。

〔書記朗読〕
岡山地方法務局津山支局庁舎建設工事促進の請願、若林義孝君外二名紹介
本請願の要旨は、岡山地方法務局津山支局は、裁判所の一部を借り執行しているため、狭いをきわめ、一般民衆、市町村関係官公署等に多大の不便を與えている。農地改革による事務が激増した上に、近く税務署で取扱つていた土地、家屋台帳に關する事務も、法務局に移管されようとしてゐるので、ますます狭くなつてゐる。ついで、津山市田町に庁舎建設の敷地の候補地もあるから、すみやかに、同支局庁舎の建設工事を実施されたいといふのである。

○角田委員長代理 政府の意見を求めます。牧野法務政務次官。

○牧野政府委員 法務局及び地方法務局並びにその支局の庁舎は、その充足当初の昭和二十二年においてこれ

を建設すべきであつたが、国家財政の状況その他の事情によりその実現を見ず、昭和二十三年及び昭和二十四年度において、若干の庁舎を建設することができたにとどまり、その大部分は、まだ裁判所庁舎等の一部を使用している現状であります。しかるに法務局及び地方法務局の取扱事務はその後ますます多きを加へ、事務の内容も国民と非常に密接な関係のあるものである反面、陳情にもありますように、裁判所庁舎が職員の増加、その所掌事務の増加等により最近著しく狭隘となつたこと等により、庁舎の建設はきわめて焦眉の問題となつて参りましたから、当局といたしましては、その解決に種々考慮を払つてゐる次第でありまして、陳情の岡山地方法務局津山支局の庁舎建設についても、昭和二十五年年度において若干考慮できる見通しがつきましたので、昭和二十五年年度においてはぜひこれを實現いたしたい所存であります。

○角田委員長代理 御質疑はありませぬか。御質疑がなければ次に進みます。

○角田委員長代理 日程第二九、名古屋高等裁判所及び同高等検察庁の金沢支部昇格独立に関する請願、文書表第一八九三号を議題といたします。紹介議員が見えておられませんか。で、便宜文書表の朗読をお願いします。

〔書記朗読〕
名古屋高等裁判所及び同高等検察庁の金沢支部昇格独立に関する請願、紹介議員飯沼良作君外五名紹介
本請願の要旨は、金沢市には、名古屋高等裁判所及び同高等検察庁の金

七

沢支部が設置されているが、高等裁判所支部及び高等検察庁支部は、その取扱う事務の性質上、また位置の関係からいっても、現在の如く関係事務の連絡に時日を要し、さらに重要事項については、名古屋本庁の指令をまたなければならぬような状態では、司法事務の運営上多大の支障をきたし、憂慮に堪えない。ついで、同市に金沢高等裁判所ならびに金沢高等検察庁を設置されたいというのである。

○角田委員長代理 政府の意見を求めます。牧野法務政務次官。
○牧野法務政務次官 たいだいの請願の御趣旨は十分了解いたしました。金沢市は現名古屋高等検察庁管内における名古屋市内に次ぐ大都市でありまして、御不便の事情は了承されるのであります。政府におきましては、去る昭和二十三年法務庁令第十一号をもつて、金沢市に名古屋高等裁判所支部を、同年五月十五日から施行いたしましたことは御承知の通りであります。さらにはこれを高等検察庁に昇格いたしますことは、国家財政上の制約もあり、また他地方との権衡の問題も生ずることでありまして、本請願の御趣旨は最高裁判所に伝達いたしまして、なお十分研究いたしたいと存じますから、さように御承知をお願いいたします。

○角田委員長代理 牧野法務政務次官が参議院に参られますので、請願の審査は一時これを延期し、次に司法書士に関する小委員長より小委員会の報告をいたしたいとの申出があります。

で、この際これを許します。北川定務君。

○北川委員 司法書士法案に関する小委員長の報告を申し上げます。現行司法書士法は今を去る三十年の昔、すなわち、大正八年に制定された古い法律でありまして、その後若干の事務的修正を経ましたが、その後の実質上の改正は一回もなく今日に及んでおるのであります。しかるに当時の代書人は法律知識の程度も低かつたので、司法書士の取締りや監督の規定も嚴重でありましたが、三十年の歳月を経過しまして、新憲法の原則に照らして司法書士法を見ますと、改正すべき点が多々あることは一目瞭然であります。この改正の必要は司法書士の業者のみならず朝野法曹はもちろん、国民一般の認むるところであります。よつて衆議院法務委員会は、御承知の通り二月十四日司法書士に関する小委員会をつくり、立案起草に当たつたのであります。この間小委員会を開くこと数回、最高裁判所、法務庁、弁護士会の意向はもとより、計理士会、公認会計士会、測量士会、弁理士会等広く民間の意向を徴しました。かくて四月四日一応の成案を得て関係方面の了解を求め、四月二十七日了解を得て本日衆議院法務委員会に報告する次第であります。法案の内容については現行法と比較して申し上げます。

第一に現行法によりますと、司法書士は地方裁判所の所屬に属し、地方裁判所長の監督を受けることになつておりますが、改正法においては、全面的に監督はこれを廃止し、認可する場合と懲戒する場合とに、法務局長または地方法務局長が事実上の監督をするにいたしました。

第二に現行法によれば、認可を受けない場合の救済方法はありませんが、改正法におきましては、認可を受けることのできない場合は、第十三條の規定に従つて公開による聽問を求めることができるようにいたしました。

第三に現行法によれば、司法書士会及び同連合会の規定はありませんが、改正法においては明文をもつてこれを規定いたしました。但し当然に入会するのではなく、入会するといふとは各司法書士の自由となつております。第四に改正法においては、司法書士会を設立した場合にその内部の自治を認めますので、官庁は会則の変更やその他の事項を命ずることができなくなつたのであります。

第五に現行法も改正法も事務所の設置、嘱託拒絶の禁止、双方嘱託の禁止、訴訟関与の禁止、秘密保守義務等については大体同様であります。右内容の説明を申し上げたのであります。が、次に法案を朗読いたします。

司法書士法案
司法書士法(大正八年法律第四十八号)の全部を改正する。

(業務)
第一條 司法書士は、他人の嘱託を受けて、その者が裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類を代つて作成することを業とする。

2 司法書士は、前項の書類であつても他の法律において制限されているものについては、その業務を行うことができない。

(資格)
第二條 左の各号の一に該当する者は、第四條の認可を受けて司法書士となることができる。

一 裁判所事務官、裁判所書記官、裁判所書記官補、法務府事務官又は檢察事務官の職の一又は二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者

二 前号に掲げる者と同等以上の教養及び学力を有する者
(欠格事由)
第三條 左に掲げる者は、司法書士となる資格を有しない。

一 禁以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者

二 禁治産者又は准禁治産者三公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

四 第十二條の規定により認可の取消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

(認可)
第四條 司法書士となるには、事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局長の認可を受けなければならない。

2 法務局又は地方法務局長は、前項の認可を与えない場合においては、あらかじめその認可を申請した者の請求により、その出頭を求めて公開による聽問を行わなければならない。

3 法務局又は地方法務局長は、前項の聽問を行う場合には、認可を与えない理由並びに聽問の期日及び場所を、その期日の一週間前までにその認可を申請した者に通知しなければならない。

4 法務局又は地方法務局長は、認可を申請した者が正当な理由がなくして聽問の期日に出席しないときは、聽問を行わないで認可を与えないことができる。

(事務所)
第五條 司法書士は、法務府令で定める基準に従ひ事務所を設けなければならない。

(嘱託に應ずる義務)
第六條 司法書士は、正当な事由がある場合でなければ嘱託を拒むことができない。

(報酬)
第七條 司法書士が受けることのできる報酬の額は、法務府令で定めるところによる。

2 司法書士は、その業務に関して、前項の額を越えて報酬を受けなければならない。

(業務を行ひ得ない場合)
第八條 司法書士は、当事者の一方から嘱託されて取り扱つた事件について、相手方のために書類を作成してはならない。

(業務範圍を越える行為の禁止)
第九條 司法書士は、その業務の範圍を越えて他人間の訴訟その他の事件に關与してはならない。

(秘密保持の義務)
第十條 司法書士は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱つた事件について知ることのできた事実を他に漏らしてはならない。

(認可の取消)
第十一條 司法書士が左の各号の一

に該当するときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、認可を取り消すことができる。

一 引き続き二年以上業務を行わないとき

二 身体又は精神の衰弱により業務を行うことができないとき

(懲戒)

第十二條 司法書士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、左に掲げる処分をすることが出来る。

一 戒告

二 一年以内の業務の停止

三 認可の取消

(職責)

第十三條 法務局又は地方法務局長は、第十一條又は前條第二号若しくは第三号の処分をしようとするときは、当該司法書士の請求により、その出頭を求めて公開による聴聞を行わなければならない。

2 法務局又は地方法務局長は、前項の聴聞を行う場合には、その処分の原因と認められる事実並びに聴聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までに当該司法書士に通知しなければならない。

3 法務局又は地方法務局長は、当該司法書士が正当な理由がなく聴聞の期日に出頭しないときは、聴聞を行わないで第十一條又は前條第二号若しくは第三号の処分をすることができる。

(司法書士会)

第十四條 司法書士は、法務局又は

地方法務局長の管轄区域ごとに司法書士会を設立することができる。

2 司法書士会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(司法書士会の会則)

第十五條 司法書士会を設立しようとするときは、会則を定め、その地を管轄する法務局又は地方法務局長の長の認可を受けなければならない。会則を変更しようとするときもまた同様とする。

2 司法書士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地

二 会の代表者その他役員に関する規定

三 会議に関する規定

四 司法書士の品位保持に関する規定

五 司法書士の職務に関する規定

(司法書士会の会則)

第十六條 司法書士会の区域内に事務所を有する司法書士は、その司法書士会の会員となることができる。

第十七條 司法書士会は、共同して特定の事項を行うため、会則を定め、法務局長の認可を受けて、全国を単位とする司法書士会連合会を設立することができる。

2 前項の会則を変更しようとするときは、法務局長の認可を受けなければならない。

(法務府令への委任)

第十八條 この法律の施行に関し司

法書士の認可及業務執行について必要な事項は、法務府令で定める

(非司法書士の取締)

第十九條 司法書士でない者は、第一條に規定する業務を行つてはならない。但し、他の法律に別段の規定がある場合又は正当の業務に附随して行う場合は、この限りでない。

2 司法書士でない者は、司法書士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(罰則)

第二十條 第六條又は第七條第二項の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

第二十一條 第九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十條の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 前項の罰は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十三條 第十九條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 第十九條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に司法書士である者は、この法律の規定による司法書士とみなす。

3 第二條第一号の規定の適用については、裁判所書記の在職年数

は、裁判所書記官補の在職年数とみなし、法務府事務官、司法事務官又は司法官の在職年数は、法務府事務官の在職年数とみなす。

4 この法律施行の際現に設けられている司法書士の事務所は、この法律の規定により設けられたものとみなす。

5 従前の規定により定められた書記料は、第七條第一項の規定により法務局長が報酬の額を定めるまでは、同項の規定により定められた報酬の額とみなす。

6 この法律施行前にした旧司法書士法第十一條第一項に該当する行為に対する処分については、なお従前の例による。

7 この法律施行の際現に存する司法書士会は、この法律の規定により設立されたものとみなす。

8 前項の司法書士会は、この法律施行の日から六箇月内に第十五條の規定により会則を定め、その地を管轄する法務局又は地方法務局長の長の認可を受けなければならない。

9 民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項を次のように改める。

司法書士法ノ定ムル所ニ從ヒテ司法書士ニ支拂ヒタル報酬ノ金額カ前二項ニ定ムルモノト異ナルトキハ其額ニ依ル

何とぞこれを衆議院法務委員会の成案として御可決あらんことを希望する次第であります。右小委員長の報告を申し上げます。

○角田委員長代理 これにて小委員長の報告は終了いたしました。御質疑はありますか。――御質疑がなければ本案を一応委員会の成案といたし、委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○角田委員長代理 御異議なければさようとはからいます。

○角田委員長代理 次に土地家屋調査士に関する小委員長より小委員会の報告をいたしたい旨の申出がありますので、この際これを許します。田嶋好文君。

○田嶋(好)委員 それでは私から土地家屋調査士法案の提案理由の説明をいたし、また小委員会の経過を御報告いたしたいと思います。

土地家屋調査士法案につきましては、御承知のように、今回税制改革の一環といたしまして、地方税法の改正が行われようとしておりますが、これに伴いまして土地台帳法等の一部を改正する法律案が政府より提出され、当法務委員会において、先般修正議決せられた次第であります。これによりまして、従来税務署が取扱つておつた土地家屋の台帳事務を登記所に移管し、台帳事務と登記事務との間に手続上の簡素化をはからうとするものであります。従いまして土地台帳及び家屋台帳の記載は、不動産登記の目的たる諸権利の基礎となる事実関係を示すものとしたしまして、その正確性が特に要請されることとなつたのでございます。

よりまして土地台帳及び家屋台帳の登録について必要な土地または家屋に対する調査測量並びに申告手続が的確に

行われるかどうかは、國民の權利に關しましてきつめて重大な影響を及ぼすこととなるのであります。これらの調査、測量及び申告手続を業務とする土地家屋調査士に關しまして新たに法制を設ける必要が出て参つたのでござい

ます。こういうような提案の理由によりまして、小委員会は慎重審議をいたしました結果、この土地家屋調査士法案は適當なものとして、小委員会は満場一致これを可決いたしました次第でございます。なお土地家屋調査士法案の逐條的な説明につきましては、お手元に配付いたしました土地家屋調査士法案によりましてお読みとを願ひ、御審議を賜りたいと存じます。

○角田委員長代理 これにて小委員長の報告は終了いたしました。御質疑はありませんか。大西正男君。

○大西(正)委員 今の法案であります。この附則によりまして、昭和二十五年七月一日から施行するということになっておりますので、小委員長にお尋ねしたいのですが、今の地方税法がもし通らないという場合に、これはどうなりますか。どういふ關係になりますか。

○田嶋(好)委員 その点につきましては、いろいろと審議をいたしましたのでございしますが、地方税法が可決されなければ、当然これは効力を発生しないものでございしますから、一応こうした案文のもとにやつて行くことが適當と認められた次第であります。

○角田委員長代理 他に御質疑はありませんか。武藤嘉一君。

○武藤(嘉)委員 ほかの事例は知りませんが、この罰則は苛酷ではないか、

その辺は小委員長いかがですか。

○田嶋(好)委員 罰則の点につきましては、慎重審議をいたしまして、いろいろ意見も各委員から出たのでございしますが、いろいろなこれに關係した、たとへば司法書士法案であるとか、また地方税法だとか、土地台帳法案だとかいふものと比較検討をいたし、權衡上この程度のものが適當と認めて、こういうものが決定したのでござい

ます。○武藤(嘉)委員 この附則にありますが、現在その業態をやつておる者は、昭和二十七年三月三十一日まで、この法律の適用においては有資格者であるといふことと、この附則にありますが、現在やつておる者はさしつかえな

いわけでありするが、同時に現在やつておる、七年以上実務の経験があるといふこの條項、それにかんがみまして、いわゆるインチキをやつてこの資格をとる者があつたかといふことが考へられますが、その点どういふふうに御研究になつたか、御報告願ひたいと思ひます。

○田嶋(好)委員 その点につきましては、やはり實際現在業務を担当をしておる方々の意見も承つたのであります。が、この條文の一つ／＼を御検討願ひますとわかりますように、そうした面

に對しまして、法案はそうしたことの起らないような形において立案いたしましたつもりであります。

○武藤(嘉)委員 一しからば、たとえばかような業態を営んでおる人が、組合が何かさういふものができておれば、七年なら七年実務をやつたとか、あるいは従来やつておつたといふようなことの確たる証明がつかますが、ど

うも私はこの辺について多少不安があるものでございしますから、この法案がもし通過いたしますならば、同時に政府の方でなくて、その団体の業者の自治的な組合が何かをつくつて、實際に業務に数年以上経験があつたかどうかといふようなことを、よく實際を調査するようない一つの業者の団体が同時にできるようなことを希望したいと思ひます。

○田嶋(好)委員 その点につきましては、やはり法案に明確に規定してありまして、調査士会といふものをつくりまして、自治的に今の御説のような点をやつて行くといふことに努めたのでございします。

それからなおインチキができないようなこと、インチキをさせないために、現在の税務署あたりではよく調査が行き届いておるもので、こうした方面から年月の虚偽がないように、一應証明的なものをつけさせまして、國家的証明のもとにその資格を認定するといふ形に進めたいと考えております。

○角田委員長代理 他に御質疑はありませんか。田中義平君。

○田中(義)委員 提案者にもよつと伺ひたいのですが、これは立案に至るまでにいろいろ關係方面には一応の意見を聞くなり、相當な調査を進めた上で立案をされたのですか、それとも突如としてやつたのですか。

○田嶋(好)委員 ただいま簡単に小委員会の経過を申し上げたのであります。が、立案いたしますには、これに關係いたしますところの官庁、それから業者、利害關係を持つ方々の意見を十分聴取いたしました。さうしてこれを立

案いたしましたわけでございします。

○田中(義)委員 そこで司法書士の方の意見はどういうふうになつておりますでしょうか。

○田嶋(好)委員 司法書士会といはしめての積極的な意見は微しなかつたのでございしますが、幸いに司法書士法案といふものが現在当委員会にかかつて審議をされておまして、その司法書士法案の審議と本法案が並行いたしました關係上、委員会におきましてこの法案と司法書士法案とは抵触しないところか、この法案が通ることによつて、かえつて司法書士の職業を増して行くのではないかとといふような意見が出まして、またそれを正當なりと認め

ましたので、この法案を適當と認めた次第であります。

○田中(義)委員 これはまだもちつたばかりで、十分目を通しておりませんが、心配になるのは、この土地家屋調査士なるものが、独占的に仕事をみなとつて、あとの者が被害を受けるといふようなおそれはないかと思ひますが、その点についての考慮を御説明願ひ

ます。○田嶋(好)委員 この土地家屋調査士と申しますのは、新しくできましてこの土地台帳帳家屋台帳の記載に對しまして、専門的な知識をもつて、しかも正確にものをやり得る人を中心としたものでございまして、それ以外の書類の作成とかといふものにつきましても、これは土地家屋調査士の干渉する部分に入らなくて、むしろこれは司法書士等が干渉するものであります。なお同じ測量におきましても、測量士法案といふものもございまして、測量は測量といたしまして専門的な人がこれに

當ることになつておりますので、この業者がこれに關係したすべてのものを独占するといふ關係にはならないと考へて立案に當つたものでございします。

○角田委員長代理 他に御質疑はありませんか。御質疑がなければ、本案を一応委員会といたしまして關係方面の了解を得次第、委員会提出の法律案といたしたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○角田委員長代理 御異議なければ、さうとすはからいます。

〔角田委員長代理退席、委員長着席〕

○花村委員長 先ほどに引続き請願の審査を行います。日程三二、佐賀地方裁判所唐津支部を甲号支部に昇格の請願、文書表第二一九三号、保利茂君外二名紹介を議題とし、紹介議員より御説明を願ひます。

○北川委員 本請願の要旨を申し上げます。唐津市は漁業の中心港として、また海港として、出入船舶、貨客の増加や、密輸入や密出入国が頻繁でありまして、さらに管内には多数の炭坑があり、稼働者の移動がはげしいので、民、刑事その他の事件が急激に増加し、かつ事件の性質上、合議審判を必要とするものが多いのであります。つては、現在のような乙号支部で一人の裁判官では、審理上おもしろからぬこともあり、思い切つた判決もできにくいのであります。さういふ次第で、同支部を甲号支部に昇格され、裁判官二名を増員されたのであります。何とぞすみやかに御審議を賜りまして、御採択相なるよう希望いたします。

○花村委員長 次に政府の意見を求めます。

○牧野政府委員 ただいま述べにになりました佐賀地方裁判所唐津支部を甲号支部に昇格の請願の御趣旨は十分了解いたしました。政府といたしましては、御不便の事情はよく承知いたしておりますが、裁判所の支部に関する事項は最高裁判所の権限に属しておりますので、最高裁判所に本請願の御趣旨を伝達いたしまして、十分考慮願うことにいたしたいと存じますから、さよう御承知願いたいと存じます。

○花村委員長 御質疑はありませんか。――御質疑があれば次に移ります。

○花村委員長 日程第三三、札幌地方裁判所及び同家庭裁判所の各小樽支部昇格に関する請願、文書表第二三三二号を議題といたします。紹介議員が見えられませんか、便宜文書表の朗読を願います。

〔書記朗読〕
札幌地方裁判所及び同家庭裁判所の各小樽支部昇格に関する請願、請願者小樽市議会議長岩谷博衛、紹介議員吉米地英俊君

小樽市は、商都として、貿易港として北海道における経済的、社会的重要な地位を占めているが、社会的並びに商取引上発生する各種事件を可及的すみやかに、かつ適正な裁判ないし措置を講じる必要がある。これがためには、ぜひとも地方裁判所所定の員数を必要としている。現在、小樽支部の取扱民事、刑事、家事審判その他各種調停事件を見ると、北海道内の各地方裁判所に比して、劣

ることではない。ついでには札幌地方裁判所及び同家庭裁判所小樽支部を、それぞれ同裁判所に昇格された。

○花村委員長 政府の意見を求めます。

○牧野政府委員 北海道は、あの広大な地域に札幌、函館、旭川及び釧路の四地方裁判所及び家庭裁判所があるばかりでありまして、御不便の事情は了承されるのでありますが、地方裁判所の設置には国家財政上の制約もあり、またさきに帯広市その他にも地方裁判所設置の陳情がされておりました。他地方との権衡の問題も生じますので、本請願の御趣旨を最高裁判所へも伝達いたしまして、ともに十分研究いたしたいと存じますから、さように御承知をお願いいたします。

○花村委員長 御質疑はありませんか。――なければ次に移ります。

○花村委員長 日程第三四、三七、三八、矯正保護作業の運営及び利用に関する法律制定反対に関する請願、文書表第二三五五号、二六六九号、二六八三号を一括議題といたします。紹介議員が見えておられませんか、便宜文書表の朗読を願います。

〔書記朗読〕

矯正保護作業の運営及び利用に関する法律制定反対に関する請願
印刷業は文化国家建設の原動力であり、文化的、経済的地位はひじょうに高い。しかるに現在日本の刑務所四十七箇所総てが印刷設備を有し、その売上は刑務所作業としては第三位を占め、官公庁の印刷物需要は年額二百億に達し、全国印刷需要の八割八分に相当している。今回、国会上程の「矯正保護作業の運営及び

利用に関する法律は、受刑者の矯正保護作業確保にあることは認めるが、このため、多年印刷文化のこう揚に寄與してきた業者の生活権が奪われることとなり、民主的日本の再建は不可能となるから、この法案の撤回を要請する。

○花村委員長 政府の意見を求めます。

○牧野政府委員 本法案は、すでに国会に提出され審議中のものであります。法務府としては、矯正保護上重要な法案であり、国会において慎重御審議くださることを希望するものであります。

法務府としては、この法律を実施しても、刑務所における就業人員やその技術、あるいは予算等の諸点より見て、その生産額にはみづから制限があるのでありまして、民間企業に影響を与えるとしても、それはごく軽微なものであると考えておるのであります。これらの具体的数字の説明や将来の運営方針等につきましては、適當の機会において十分説明したいと考えている次第であります。法務府といたしましては、法律によつて作業を課せられる受刑者に、継続的に職業教育上適切な最小限度の仕事を与えることができれば十分であり、決して無制限に生産設備を拡充するようなことは考えているものではありません。また刑務所の仕事さえ確保し得れば、民間のことは考えずともよいというわけではなく、運用において十分この点を考慮し、民間企業の立場を尊重するのであります。印刷関係作業についてももちろん同様でありまして、なおこれが法案通過後の実施につきましても、各省各業者代表

とも十分協議をとげ、その適正を期したいと思つてゐる次第であります。

○花村委員長 御質疑はありませんか。――なければ次に移ります。

○花村委員長 日程第三六、武蔵野市に東京地方裁判所及び東京家庭裁判所の支部設置の請願、文書表第二五六八号を議題といたします。紹介議員が見えられませんか、便宜文書表の朗読を願います。

〔書記朗読〕
武蔵野市に東京地方裁判所及び東京家庭裁判所の支部設置の請願請願者武蔵野市長荒井源吉、紹介議員栗山長次郎君

現在の地方裁判所八王子支部の位置は、三多摩の中心都市として八王子がその王座を占めていた時代そのままであつて、現在の新興都市としての武蔵野、立川の両市をはじめ、その周辺町村住民にとつては、地方裁判所八王子支部管下にあることは、ともに不便が多く、また同市のように、国鉄の三駅を併有することは、繁榮の原動力となる一面、また犯罪の数を多くする傾向がある。ついでには、同市に東京地方裁判所、東京家庭裁判所の各支部を設置されたい。

○花村委員長 政府の意見を求めます。

○牧野政府委員 ただいまの請願の御趣旨は十分了解いたしました。政府といたしましては、財政その他の事情の許す限り、御便利になるよういたしたいと存じますのでありますが、裁判所支部の設置は、最高裁判所の権限に属しておりますので、本請願の御趣旨を最高裁判所に伝達いたしまして、十分考慮を願うことにいたしたいと存じます。

から、さよう御承知をお願いいたします。

○花村委員長 御質疑はありませんか。――なければ次に移ります。

○花村委員長 日程第三九、安来町に簡易裁判所設置の請願、文書表第二七四九号を議題といたします。紹介議員が見えられませんか、便宜文書表の朗読を願います。

〔書記朗読〕
安来町に簡易裁判所設置の請願請願者島根県能登郡安来町長高橋隆外十九名、紹介議員木村小左衛門君

安来町は、島根県東端松江、米子両市の中間に位置する要地で、山陰本線はもとより、郡内交通の中心地となつてゐる。また、国警能登地区署、安来町警察署の所在地で、これら官署との事務的關係、および、受益者が、全郡の六十五%にも及ぶ状況であるから、安来町に簡易裁判所を設置されたい。

○花村委員長 政府の意見を求めます。

○牧野政府委員 ただいまの請願の御趣旨は、政府といたしましては十分了承いたしました。本件は、初めての請願でありますので、さつそく関係庁へ紹介いたしました。諸般の状況を調査中でありますから、右は調査の完了を待つて適當に処置いたしたいと存じますから、さよう御承知をお願いいたします。

○花村委員長 御質疑はありませんか。――なければ次に移ります。

○花村委員長 日程第三五、八尾区検察庁舎建設促進に関する請願、文書表第二四九二号を議題といたします。紹

介議員が見えられませんでしたので、便宜文書表の朗読を願います。

（書記朗読）

八尾区検察庁舎建設促進に関する請願請願者富山県婦員郡八尾町長益山虎吉紹介議員内藤隆君

富山県八尾町在の八尾区検察庁は、同町役場庁舎の一部を仮庁舎として使用しているが、同仮庁舎は階上の一部を二室に仕切りの上、戸棚、書籍、寝具、雑品類と同居しているため、狭あいを感じ、事務処理にはなはだしい不便を来している。しかるに、二十五年には同庁舎建設が施行されると聞き及んでいたが、これも予算の関係上本年度も実現至難の由ではなはだ遺憾である。ついては、すみやかに同検察庁舎の建設を実現されたい。

○花村委員長 政府の意見を求めます。

○牧野政府委員 ただいまの諸願の八尾区検察庁舎の件は、昭和二十五年に於て実施の予定で予算を計上決定いたしておるのであります。ただ実施の時期等については認証手続中であり、現在設計準備等をいたしておる次第であります。

○花村委員長 何か御質疑はありますか——なければ、日程第四〇、四一は文書表がまだできておりませんので、本日はこれを延期いたしたいと存じます。

本案に対する審議は本日はこの程度にいたしたいと存じます。

本日は、この程度において散会いたします。

午後四時四十一分散会

昭和二十五年六月十二日印刷

昭和二十五年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所